

三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定

第1条(用語の定義)

1. 本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約及びダイナースクラブ コーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。
2. 本規定に定めのない事項については、規約等を準用するものとします。

第2条(目的)

本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び TRUST CLUB リワードプログラム(以下「リワードプログラム」という)で獲得したリワードポイント(以下「ポイント」という)を利用したサービスについて、適用条件等を定めるものです。なお、ダイナースグローバルマイレージや当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。

第3条(対象会員)

リワードプログラムの対象となる会員は、本会員、基本会員、及びコーポレートカード会員(以下併せて「対象会員」という)とします。ただし、コーポレートカード会員への適用の可否は、法人との契約により当社が決定するものとし、適用とする場合は第7条の方法により、対象会員はポイントを確認できます。

第4条(ポイントの換算)

1. 当社は、次の方法により、対象会員のカード利用代金をカード利用単位でポイントに換算します。

＜カードのご利用分からポイントへの換算方法＞

換算率	端数扱い	ポイント加算日
カード利用代金(カード利用単位で) 100円につき1ポイント	100円未満の 端数は切捨て	加盟店等から受領した カード利用代金のデータ処理日

※当社が指定する特定の加盟店については、カード利用代金200円につき1ポイントに換算する場合があります。

※一部のカードについては、別の定めにより上記とは異なる換算率が適用されます。

2. 家族会員または追加会員のカード利用代金分のポイントについては、本会員または基本会員へ加算します。
3. ダイナースクラブカードの場合、付帯カードであるビジネス・アカウントカードでのカード利用代金分のポイントについては、当該ビジネス・アカウントカードにポイントを加算します。また、コーポレートカードについては、原則としてカード使用者ごとのカード利用代金をポイントに換算します。
4. 本条第1項、2項及び3項にかかわらず、以下の代金についてはポイント換算の対象から除外するものとします。
 - (1) 年会費(カード手数料等を含む)及び年会費にかかわる調整金
 - (2) ご利用代金明細書及びカードの再発行等に関する手数料
 - (3) 金融サービスの借入金額・返済金・利息・手数料
 - (4) リボルビング払いの弁済金
 - (5) 分割払手数料
 - (6) 当社が定めた特定加盟店のカード利用代金
 - (7) 遅延損害金
5. 対象会員が購入を取り消した場合等、ポイントへの換算後にカード利用代金の増減が発生した場合には、これに応じてポイント数も増減するものとし、又、カード利用代金の割引、リワードプログラム、その他の会員向けサービス、キャンペーンに基づくキャッシュバックや、合理的理由によるカード利用金額の調整等により、カード利用代金の金額に増減が生じた場合も同様とします。
6. 対象会員が支払日にカード利用代金の支払いを怠った場合、当社は一旦加算された当該ポイントを取り消すことがあります。

第5条(ボーナスポイント)

1. 前条の定めにかかわらず、当社はその営業施策により、会員に特別なポイント(以下「ボーナスポイント」という)を加算することがあります。
2. ボーナスポイントの対象となる会員、ポイント数、ポイントの換算条件等については、その都度当社が任意に定めるものとします。

第6条(ポイントの合算)

1. ダイナースクラブカードの付帯カードであるビジネス・アカウントカードに加算されたポイントと本会員カードに加算されたポイントを合算することができるものとします。
2. ダイナースクラブ ビジネスカードに加算されたポイントと、当社が指定するカードに加算されたポイントを合算できるものとします。
3. ダイナースクラブ コーポレートカードの場合、法人との取り決めによって加算されるポイントを法人(代表者または管理責任者含む)に対して加算することがあります。
4. ダイナースクラブ・コーポレートカードのうち当社が認めたダイナースクラブ コーポレートカードについては、加算されたポイントを、当社の事前の承諾を受けて、法人(代表者または管理責任者)が指定するその他のダイナースクラブカードに合算できるものとします。
5. 第3項および前項の場合、ダイナースクラブ コーポレートカードのポイントの合算は、当該コーポレートカードのカード使用者に限定します。また、法人(代表者または管理責任者)の同意が必要となります。
6. 当社から複数枚のダイナースクラブカード貸与を受けた場合、当社が貸与する複数枚のカード間でのポイント合算はできないものとします。ただし、本条に別途定めをおいている場合を除きます。
7. TRUST CLUB カードの場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、TRUST CLUB カード間でのポイントを合算することができるものとします。

第7条(ポイントの確認)

1. 利用代金締切日現在で換算された当月ポイント、賞品と交換したポイント、使用可能ポイント(賞品と交換した場合は、その残ポイントをいう)は、当社より送付するご利用代金明細書、当社会員専用オンラインサービス「クラブ・オンライン」で確認できます。また、使用可能ポイントについては、電話による音声自動応答システムでも確認できます。
2. ご利用代金明細書では、利用代金締切日以降にポイント数の増減があった場合、次月以降のポイント数に反映するものとします。

第8条(ポイントの有効期限及び繰り越し)

ポイントの有効期限はないものとします。対象会員が退会となるまで、ポイントは繰り越されるものとします。ただし、対象会員がカード切替をした場合は、ポイントは繰り越されない場合があります。また、対象会員が退会または会員資格を取り消された場合は、ポイントの保有および交換の資格を消失するものとします。

第9条(賞品及びサービスとの交換)

1. 対象会員は、当社が定めた方法により、ポイントを当社が定めた賞品及びサービス(以下「賞品」という)と交換することができます。なお、カード種別やキャンペーン等により、同一賞品の交換について異なる必要ポイント数を定める場合があります。
2. 当社は、賞品及びその交換に必要なポイント数を所定の方法により対象会員に告知します。
3. 対象会員がポイントで賞品との交換を希望する場合は、当社所定の方法により申し込むものとします。
4. 当社は、対象会員からの申し込みに基づき、これが正当なものと認められる場合に、当該賞品を対象会員に提供するものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、当社が当該賞品と同等と認める賞品を提供するか、対象会員が当社の提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回するものとします。
5. 当社が対象会員に賞品を送付する場合、その送付先は原則として対象会員があらかじめ当社に届け出た日本国内の住所に限るものとします。

第10条(賞品及び交換ポイント数の変更)

当社は、会員にあらかじめ告知することなく、いつでも賞品及びその交換ポイント数を変更することができるものとします。

第11条(ポイントデータの提供及び利用)

1. 対象会員は、賞品の提供を行う当社の加盟店等の提携先(以下「賞品提携先」という)が提供するポイント交換システム又は利用券等(以下「ポイントシステム等」という)を賞品として選ぶことができるものとします。
2. 対象会員は、賞品提携先が前項のポイントシステム等を利用し、賞品を提供することがあることに同意するものとします。
3. 対象会員は、当社及び賞品提携先が対象会員の氏名、カード番号、賞品提供先のカード番号等、交換するポイント数等の情報を、必要な保護措置を講じた上で、ポイントの賞品交換に関わるデータ処理のために利用することに同意するものとします。
4. 賞品提携先のポイントシステム等を利用するにあたり、当社または賞品提携先で別に定めがある場合、対象会員はそれに従うものとします。

第12条(ポイントの譲渡、担保提供等の禁止)

対象会員は、理由の如何を問わず自己に加算されたポイント、ポイント交換権又はポイント交換による賞品の引渡し請求権を第三者に貸与、譲渡、担保提供及び相続できないものとします。

第13条(権利の喪失)

1. 以下の各号の一つに該当する場合、対象会員は自己に加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。
 - (1) 退会その他の事由により会員資格を喪失した場合
 - (2) 会員が当社に対する債務の履行を怠った場合
 - (3) 会員が本規定に違反した場合
 - (4) 会員がリワードプログラムを不当に利用した場合
2. 前項にかかわらず、家族会員が退会した場合等、対象会員が前項各号に該当しない限り、対象会員に加算されたポイントは存続するものとします。
3. ビジネス・アカウントカードを退会した場合、対象会員は当該ビジネス・アカウントカードに加算されたポイント及び賞品との交換権利を喪失するものとします。
4. 当社が対象会員に賞品を提供した後に、当該賞品に関する権利喪失が確定した場合、対象会員は速やかに当該賞品を当社に返還しなければなりません。また、返還に要する費用は対象会員の負担とします。

第14条(提供済みの賞品の扱い)

1. 原則として、一旦対象会員に提供された賞品は他の賞品と交換することはできないものとします。また、提供済みの賞品の交換を取り消し、当該交換ポイント数を対象会員に戻すことについてもできないものとします。
2. 前項にかかわらず、賞品到着後1ヶ月以内に当該賞品において瑕疵が発見され、このことを対象会員が当社に申し出た場合、当社は同じ内容の賞品又は同じ交換ポイント数の他の賞品との交換に応じるものとします。ただし、当社の事情により対象会員が指定した賞品を提供できない場合、対象会員は当社が提供可能な他の賞品を指定するか、賞品との交換を撤回することをあらかじめ承諾するものとします。
3. 賞品等に関する保証は、特に明示していない限り、付属されている製品保証書の記載内容に準拠するものとします。また、当社は、賞品の破損、盗難、紛失等、その品質、性能、他の商品との適合性その他いかなる保証も行いません。
4. 当社が第9条第5項に基づき賞品を発送したにもかかわらず、会員から転居等の届出がなかったことにより賞品の受取がされなかった場合、当社は賞品を発送した日から一定期間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されない場合があります。

5. 前項にかかわらず、賞味期限や消費期限のある食品、公演日等の期日が指定された鑑賞券、その他期限または期日のある賞品について、当社が賞品を発送したにもかかわらず、当該期限または期日までに受取がなされなかった場合、当社は、当該期限または期日の翌日以降にこれを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用されたポイントは対象会員へ返還されません。
6. 賞品提携先のポイントシステム等を利用した賞品、物品もしくは役務に瑕疵が発見された場合、対象会員は、当該賞品提携先との間で解決するものとし、当社はこれについていかなる責任も負わないものとします。
7. 理由の如何にかかわらず、対象会員は、賞品提携先が提供するポイントシステムへ当社ポイントを移行した場合、当社のリワードプログラムにポイントに戻すことはできません。

第15条(公租公課)

1. 提供された賞品が対象会員の所得となる場合、これに課せられる公租公課は対象会員の負担とします。
2. 前項の公租公課に関する申告及び納付は対象会員の責任において行うものとし、これについて当社は何ら責任を負わないものとします。

第16条(賞品提供の中止)

提供賞品が製造中止になった等、当社はその運営上の事情により、いつでも賞品の提供を中止することができるものとします。

第17条(リワードプログラムの改定及び中止)

当社はその運営上の事情により、いつでもリワードプログラムを改定または中止することができるものとします。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめ会員にその旨を告知します。

第18条(ポイントに係る疑義等)

リワードプログラムに関する参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、又は賞品提携先へのポイント移行に関する疑義、その他ポイントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決定するものとします。

第19条(本規定の改定)

当社は、その運営上の事情により本規定を改定することがあります。この場合当社はウェブサイトに掲載する等の方法により、会員に改定された内容を告知します。

(2022年1月17日改定)